

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年1月6日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「玄関受付に常備の各課の座席表（写し、平成31年1月6日現在）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年1月21日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ・秘書課に係る職員配置図（平成30年12月1日現在）
- ・広報広聴課に係る職員配置図（H30.4.1～）
- ・知事公室政策推進課職員配置図（平成30年4月16日～）
- ・統計課職員配置図（平成30年6月25日）
- ・国際課配置図（本庁6階）（H30.7.1）
- ・防災統括室 職員配置図（H30.4.1）
- ・消防救急課 職員配置図（30.4.4）
- ・安全・安心まちづくり推進課 配置図（平成30年4月1日現在）
- ・総務部企画管理室・法務文書課配席図
- ・法務文書課収発室の職員配置図
- ・法務文書課印刷室の職員配置図
- ・法務文書課県政情報センター（県政情報係）の職員配置図
- ・職員配置図（行政経営・ファシリティマネジメント課）
- ・人事課の職員配置図（平成30年度）
- ・総務厚生センター【西執務室・中小企業会館執務室】職員配置図（共済組合係／福利厚生係／健康管理係）（H30.10.9現在）
- ・総務厚生センター【東】職員配置図（旅費係／給与・服務係）（H30.4.1現在）
- ・財政課配置図
- ・税務課職員配置図（H30.7.1現在）

- ・管財課に係る職員配置図（2018／11／13現在）
- ・情報システム課座席表（平成30年4月1日）
- ・地域振興部企画管理室職員配席図（主棟4階）（平成30年10月1日現在）
- ・国際芸術家村整備推進室の職員配置図
- ・市町村振興課座席図（H30.10.1）
- ・＜地域政策課＞職員配席図（平成30年7月3日）
- ・エネルギー政策課職員配置図 H30年4月1日現在
- ・文化振興課の職員配置図（H30）
- ・文化資源活用課の職員配置図
- ・H30 教育振興課職員配置図
- ・観光プロモーション課、ならの観光力向上課、インバウンド・宿泊戦略室、観光局局長室及び観光局理事室に係る職員配置図（H30.10.1～）
- ・平成30年度 福祉医療部 企画管理室 配席図（平成30年度）
- ・地域福祉課の職員配置図
- ・監査指導室 職員配置図
- ・長寿・福祉人材確保対策課の職員配置図
- ・障害福祉課職員配置図（平成30年10月1日）
- ・医療保険課 職員配置図（平成30年5月1日現在）
- ・地域包括ケア推進室及び介護保険課に係る職員配置図
- ・地域医療連携課配席図
- ・医師看護師確保対策室の職員配置図
- ・病院マネジメント課の職員配置図（H30.5.1）
- ・健康推進課の職員配置図
- ・疾病対策課の職員配置図
- ・福祉医療部医療政策局薬務課の職員配置図（平成30年度）
- ・女性活躍推進課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・子育て支援課の職員配置図（平成30年8月1日現在）
- ・こども家庭課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・くらし創造部企画管理室配置図（平成30年4月1日～）
- ・青少年・社会活動推進課配置図
- ・平成30年度スポーツ振興課平面図
- ・人権施策課職員配置（H30.4.1）
- ・消費・生活安全課の平成30年度職員配置図
- ・環境政策課・廃棄物対策課配置図
- ・廃棄物対策課 職員配置図
- ・景観・自然環境課の職員配置図（平成30年度）
- ・産業・雇用振興部部長室及び企画管理室に係る職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・地域産業課 職員配置図（平成30年4月1日）
- ・産業政策課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・職員配席図（平成30年7月1日）（企業立地推進課）
- ・雇用政策課配席図（H30.7.17現在）
- ・農林部企画管理室 職員配置図（H30.4.26現在）
- ・マーケティング課職員配置図
- ・農林水産振興課 職員配置図（分庁舎5F）（H30.6.1現在）

- ・農業経済課 職員配置図（平成30年4月1日）
- ・畜産課 職員配置図
- ・担い手・農地マネジメント課 職員配置図（H30.4.1現在）
- ・農林部次長室及び農村振興課に係る職員配置図
- ・分庁舎 5階 林業振興課・新たな森林管理体制準備室 職員配置図（H30.4.1）
- ・奈良の木ブランド課職員配置図（平成30年4月16日現在）
- ・森林整備課 職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・県土マネジメント部企画管理室 職員配置図（H30.8～）
- ・建設業・契約管理課 職員配置図（平成30年4月1日～）
- ・用地対策課職員配置図
- ・技術管理課 配置図（H30年4月1日現在）
- ・道路建設課 配置図（H30.4.1現在）
- ・道路環境課 配席図（H30.9現在）
- ・道路管理課 職員配置図（H30.4.1～）
- ・地域交通課 配席図（H30.4.1現在）
- ・河川課配置図（H30.4.1現在）
- ・奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課 職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・下水道課の職員配置図（平成30年3月1日現在）
- ・まちづくり推進局 地域デザイン推進課 職員配置図（平成30年8月1日現在）
- ・まちづくり推進局都市計画室の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・まちづくり推進局大宮通り新ホテル・交流拠点事業室 職員配置図（平成30年4月1日 現在）
- ・公園緑地課 奈良公園室 平城宮跡事業推進室 職員配置図
- ・住まいまちづくり課職員配置図（H30.4現在）
- ・建築安全推進課の職員配置図（H30.10.1）
- ・県有施設営繕課・営繕プロジェクト推進室 職員配置図（H30.5.1現在）
- ・教育振興大綱推進課、教育委員会事務局企画管理室、教育次長室、教育長室に係る職員配置図
- ・福利課・公立学校共済組合奈良支部の職員配置図
- ・学校支援課 職員配置図（平成30年8月1日現在）
- ・教職員課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・学校教育課及び学校教育課（分室）に係る職員配置図
- ・学校教育課（分室）の職員配置図
- ・生徒指導支援室職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・平成30年度人権・地域教育課 職員配置図（H30.4.1現在）
- ・保健体育課職員配置図（平成30年4月1日現在）
- ・奈良県文化財保存課・文化財保存事務所職員配置図（H30.5～）
- ・会計局配席図（平成30年10月1日現在）
- ・監査委員事務局職員位置図（平成30年5月15日）
- ・奈良県議会案内図（平成30年7月4日現在）
- ・新収用委員会事務局職員配置図

(2) 開示しない部分

個人（奈良県職員（日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員を除く。）及び公益財団法人奈良県学校給食会常務理事（兼）事務局長を除く。）の氏名

(3) 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成31年4月19日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮問

令和元年8月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示情報でないため

(2) 意見書

ア はじめに

不開示の氏名は、個人識別情報であるから、条例第7条第2号ただし書の問題に帰着する。ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を不開示情報から除くものである。

奈良県では条例の解釈について、奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）を制定している。ただし書アは、「個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示として保護する必要性に乏しいと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである」。そして、「「慣行として」は公にすることが慣行として行われることを意味し、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」（解釈運用基準26，27頁）。

つまり、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報は、プライバシー

一等を侵害するおそれはないので開示の対象となる。そして、ホームページや刊行物に現に登載されている場合には、公表慣行が認められている（平成19年度（行情）答申第65号）。

イ 座席表について

本件の座席表は、来庁者の受付業務に使用するため、正面玄関の受付に備え付けているものである。しかし、直接、課室等へ訪ねる県民等のために、同様の座席表が課室等の入口付近に貼り出されており、日々雇用職員や非常勤嘱託職員を含めて全て公にされている。今回の開示文書を基に、課室等の入口付近に張り出された座席表（以下「貼りだし座席表」という。）を確認すると、ある程度の違いが認められた。これに付き、受付を所管する広報広聴課県民相談室係長に訊ねると、広報広聴課は、各課より管財課へ提出された座席表を常備しているためタイムラグがあり、貼りだし座席表のほうが最新と説明した。

よって、本件の座席表と同様のものは、貼りだし座席表で公開されており、誰でも見ることができる状態に置かれている。その中に日々雇用職員や非常勤嘱託職員を含めて不開示の者はいない。ゆえに、座席表に含まれる日々雇用職員や非常勤嘱託職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるから、条例第7条第2号ただし書アにより不開示情報に該当しない。

以上に加えて、ウ以下の職員は、個別に開示できる事情が存在する。

ウ 法務管理官（法務文書課）について

本件不開示の法務管理官は、訴訟実務対応実務研修、不当要求行為対応研修、採用3年目職員研修、新任係長研修などで講師を務めており、その氏名は既に開示されている。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。また、この法務管理官は弁護士であるから、奈良弁護士会のホームページやマイリーガル・ナビ（奈良弁護士会発行 弁護士名簿）、所属事務所のホームページ等で氏名が公開されているのが認められる。

ゆえに、不開示の法務管理官の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。このことは、平成30年12月14日に提起した審査請求（原処分平成30年9月26日付け人第347号行政文書一部開示決定）に係る意見書（2019年5月10日提出）でも指摘したところ、今年度の奈良県職員録（令和元年7月29日現在）では、当該法務管理官の氏名は記載されている。

エ 統計課の奈良県統計分析専門員について

本件不開示の統計分析専門員は、新任係長研修、新任課長補佐研修、新任課長研修で講師を務めており、その氏名は既に開示されている。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。また、奈良スタッドジャーナルや近畿大学教授として大学のホームページで氏名が公にされているのが認められる。

ゆえに、不開示の統計分析専門員の氏名は、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

オ 危機管理政策顧問について

2020年度より会計年度任用職員制度が導入されるのは周知である（会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル（第2版）平成30年10月

総務省自治行政局公務員部。以下「マニュアル」という。))。これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものである(マニュアル1頁)。

平成30年11月15日付け人第453号「会計年度任用職員制度への移行等に関する周知について(通知)」別紙2 1. 特別職非常勤職員として任用する職について●新地方公務員法第3条第3項第3号規定により任用する職・法令に基づき設置されている職種等の中で、顧問は、該当する事務は助言、根拠規定は自治体機関に対し、意見の陳述又は勧告をさせる等のために置かれるとされ、非専務的で労働者性は低いとされている。

会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査票(奈良県)の【調査票1】A①会計年度任用職員制度等への移行状況【一般行政部門(福祉関係含む)】によると、平成29年度の特別職非常勤職員「その他」61名のうち、任用の適正化後、43名が会計年度任用職員に移行し、改正後の特別職非常勤職員に残るのは18名である。この18名について、人事課庁内働き方改革推進係担当者に訊ねると、「政策顧問や統計分析専門官等専門的な知識に基づいて、様々な分野で助言等をしていただける方」と説明した(平成31年3月29日付けメール回答)。

これらから、危機管理政策顧問は、法務管理官、統計分析専門員等と同様に、会計年度任用職員制度に移行しても、従来どおりの特別職非常勤嘱託職員として任用されるべき者とされる(平成31年7月31日付け人事課メール回答)。

これらの非常勤職員について、大阪市総務局作成の「情報公開推進のための指針」では、「市政運営の透明性をより一層高めるために、職員録等に氏名が記載されていない場合であっても、非常勤職員以外の職員に加え、意思形成過程に影響を及ぼした弁護士や有識者等の非常勤職員の氏名についても、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公開する」とされているのが参考になる。

防災統括室の説明によると、防災統括室では、奈良県が取り組んでいる陸上自衛隊誘致に関する業務を行っているため、陸上自衛隊の組織、業務に精通した非常勤の危機管理政策顧問を置いている。政策顧問は、これまでの陸上自衛隊における勤務経験を活かし、防衛省本省、陸上幕僚監部との連絡調整業務、近畿圏を管理する中部方面総監部、第3師団等との具体的な陸上自衛隊誘致に関する業務を行っている。また、奈良県が実施する県防災総合訓練等への自衛隊の参加に関する事項について調整業務を実施している、とのことである(2019年2月28日付け防災統括室メール回答)。

奈良県危機管理政策顧問の氏名は、奈良県防衛協会の奈良県防衛協会五條支部設立記念式典開催の記事に来賓として紹介されていて、元陸将で奈良県防衛協会顧問である。この記事は平成24年のものであるが、貼りだし座席表の危機管理政策顧問の姓と同一であることから、現在も危機管理政策顧問と考えられる。

他の同様の文化政策顧問、学芸政策顧問は、それぞれ前文化庁長官、京都大学教授で、就任時に氏名がホームページで公開されており、政策顧問は氏名を公開する慣行があると認められる。

以上から、危機管理政策顧問は専門的な知識に基づいて助言等を行う有識者で、その経歴や業務内容から通常その氏名は公開が予定されていると考えられる。そして、実際その氏名は公になっているのが認められるので、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえる。ゆえに、条例第7条第2号た

だし書アに当たり開示すべきである。

カ 広報広聴課の正面玄関受付職員について

平成31年1月21日付け広第120号行政文書一部開示決定により、来庁者対応記録票（平成30年12月分）、玄関受付業務マニュアル（平成30年4月1日更新）等が開示されている。開示された来庁者対応記録票には、受付職員3名の姓が開示されているのが認められる。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。玄関受付業務マニュアルによると、正面玄関受付職員は基本的に1時間ごとに受付と課内を交替する。これから、受付に就かない時間帯は課内に居ることになるところ、県民相談室ドア付近の貼りだし座席表により、この3名が確認された。よって、広報広聴課県民相談室の不開示の4名のうち3名は正面玄関受付職員と考えられる。

そうすると、正面玄関受付職員3名の姓は、貼りだし座席表及び開示された来庁者対応記録票で公にされているから、条例第7条第2号ただし書アに当たり開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、本庁舎（主棟、西棟、東棟及び議会棟）及び分庁舎に所在する各課室（奈良県警察本部を除く。）の職員の座席配置を表す図（以下「職員配置図」という。）であり、来庁者の受付業務に使用するため、正面玄関の受付に備え付けているものである。

奈良県職員、委託事業の受託事業者の職員及び外郭団体の職員の氏名が含まれている。

2 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書において、「不開示の県職員の氏名を開示するとの裁決を求める」としている。実施機関は本件決定において、職員配置図に記載された奈良県職員の氏名のうち、日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名を不開示としていることから、審査請求人が本件審査請求で開示を求めているのは、職員配置図に記載されている日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名（以下「本件不開示情報」という。）であると解した。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日のその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生

命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

本件不開示情報は、日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名であり、開示することにより特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。ただし、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、同号ただし書のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされている情報として開示されている。しかし、日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名については、当該職員録に掲載されておらず、また、それ以外に公にされているものではないため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書きイ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関においては、来庁者の受付業務に使用するため、本庁舎（主棟、西棟、東棟及び議会棟）及び分庁舎に所在する各課室（奈良県警察本部を除く。）の職員配置図を正面玄関の受付に備え付けている。

本件行政文書は、平成31年1月6日時点で正面玄関受付に備え付けられていた職員配置図であり、各課室の名称、係名、電話番号、内線番号等のほか奈良県職員、委託事業の受託事業者の職員及び外郭団体の職員の氏名が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件行政文書に記載された日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）及び非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないため開示すべき旨主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれ

がある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しており、日々雇用職員については、その勤務条件を勘案して職員録には掲載していないとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

次に、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、法務管理官（以下「本件法務管理官」という。）について、審査請求人が別に行った行政文書開示請求において実施機関が開示した職員研修に係る通知文及び研修資料（以下「本件研修資料」という。）にて本件法務管理官の氏名が開示されていることから、本件法務管理業務担当職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件研修資料は、本件法務管理官が講師を務める研修に使用するために作成されたものであり、本件法務管理官の氏名についても職員研修の講師及び資料作成者の氏名として記載されたものを開示したものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、本件研修資料に記載された本件法務管理官の氏名は、当該職員が行った職員研修の講師という特定の業務に係る氏名として開示されたものであり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、このことをもって、実施機関が本件法務管理官の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

また、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、統計分析専門員（以下「本件統計分析専門員」という。）について、審査請求人が別に行った行政文書開示請求において実施機関が開示した職員研修に係る日程表（以下「本件研修日程表」という。）にて本件統計分析専門員の氏名が開示されていることから、本件統計分析専門員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張しているが、本件研修日程表についても、前述の本件法務管理官の本件研修資料に記載された氏名と同様に、個別的な事情により開示されたものであるから、このことをもって、実施機関が本件統計分析専門員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

さらに、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、危機管理政策顧問（以下「本件危機管理政策顧問」という。）について、平成24年度に開催された奈良県防衛協会五條支部創立記念式典開催概要を掲載した奈良県防衛協会のホームページに、本件危機管理政策顧問の氏名が来賓として記載されているため、当該職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県防衛協会のホームページ等に危機管理政策顧問の氏名が掲載されていることについて、実施機関は関与していないとのことであった。

公務員の氏名については、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって、あるいは公にされることを前提に氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

本件の場合、審査請求人が本件危機管理政策顧問の氏名が掲載されていると主張し

ている奈良県防衛協会五條支部創立記念式典概要については、奈良県防衛協会が主催した会議に係るものであることから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されることについて関与していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、また、当該概要の作成に実施機関が関与したと推測させる特段の事情もないことから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されたことをもって、本件危機管理政策顧問の氏名が公にされていたとは認められない。

また、奈良県防衛協会五條支部創立記念式典は、審査請求人が意見書において説明しているとおおり平成24年度に開催されたものであって、当該式典に出席した危機管理政策顧問が職員配置図に掲載されている本件危機管理政策顧問と必ずしも同一の者であるとは認められない。

これらのことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、審査請求人は広報広聴課の正面玄関受付職員についても、同様に行政文書開示請求において実施機関が開示した文書にて氏名が開示されていることから、本件行政文書においても開示すべき旨主張しているが、前述同様、実施機関が正面玄関受付職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

なお、審査請求人は、各課室の入口付近には、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名が記載されている職員配置図が掲示されていることから、職員配置図に記載された日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名は公になっている旨主張しているが、職員配置図は実際に来庁した者が訪問先である課室の執務室内のどこを訊ねれば良いかを確認する目的で掲示されており、誰がどこに勤務しているかを明らかにする目的をもって掲示されているものではない。また、職員配置図は実際に来庁した者しか見ることができず、このことをもって直ちに慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認めることはできない。

以上のことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により令和2年4月に会計年度任用職員制度が創設され、日々雇用職員及び一般職たる非常勤嘱託職員の制度が廃止された。このことを受け、会計年度任用職員の氏名が令和2年度の職員録に掲載されることになったのかについて、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、令和2年度以降、会計年度任用職員の氏名は原則掲載されていることが確認できた。一方で、特別職たる非常勤嘱託職員の氏名は、従前どおり業務内容や勤務条件などを総合的に勘案した上で掲載の可否について判断されている。現に、法務文書課に勤務する法務管理官については平成31年度以降の職員録にその氏名が掲載されているが、統計分析専門員及び危機管理政策顧問については現在もなお氏名は掲載されていない。

一般的に、実施機関の職員の氏名は、職員録に掲載されているものについて慣行として公にされていると認めるところであり、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名が、本件開示決定の時点における職員録に掲載されていないことは既に述べたとおりである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 元年 8月 1日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 元年 8月 30日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 3年 8月 3日 (第254回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年10月 1日 (第255回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年11月26日 (第256回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年12月24日 (第257回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 3月 31日 (第258回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 4年 6月 6日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	